

## 【まちづくり基本条例に基づく令和4年度の取組】

関係条項	No.	今後の取り組みの考え方(R4.1月公表)	令和4年度の取り組み予定	主管課
			取り組み予定の具体的内容	
○総則、権利及び責務 ・第1条 -目的 ・第2条 -定義 ・第3条 -条例の位置づけ ・第4条 -市民の権利責務 ・第5条 -市長の責務 ・第6条 -市職員の責務	1	○基本条例の理念の浸透を図るため、引き続き、本条例における「市民」の定義に、通勤・通学者や市内で活動を行っている団体等を含めている意義など、多様な主体の参画によるまちづくりの重要性や、基本条例に基づく取り組み状況などについて、ホームページを活用した周知を行います。	・基本条例に基づく取り組み状況(条例の推進、市民意見聴取の実施)について、前年度の取り組みや当該年度の実施予定を取りまとめ、ホームページ等での市民周知を図る。	企画課
	2	○帯広市人材育成基本方針に基づき、職員が自ら成長する姿勢を持ち続けられるよう、様々な施策の実施を通じた人材育成を進めます。	・職員が自ら成長する姿勢を持ち続けられるよう、自己啓発の支援(eラーニング)を含めた研修機会の提供のほか、人材そだち評価や能力・適性を踏まえた人事配置など様々な手法を通じて、人材の育成を進めていく。	人事課
○参加機会の充実 ・第7条 -参加機会の充実	3	○「市民意見聴取推進の基本的事項」に基づき、市職員の市民意見を聴く取り組みへの理解を促すほか、庁内で取り組み状況を共有しながら、意見を聴く機会の充実を図ります。	・市の基本的な施策に関する計画等について、意見聴取の手法の検討のほか、意見聴取後に振り返りを行い、より効果的な意見聴取を進める。	企画課
			・附属機関等に関して、委員選出の参考となるよう、各附属機関の委員名簿を庁内で共有するほか、令和4年4月より委員の公募要件を18歳以上とした改正指針の周知を行い、女性や青年層の委員登用を呼びかける。	総務課
	4	○広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用し、多くの市民が幅広くまちづくりへ参加できるよう、効果的な周知に取り組みます。	※No.7,9で整理	広報広聴課

## 【まちづくり基本条例に基づく令和4年度の取組】

関係条項	No.	今後の取り組みの考え方(R4.1月公表)	令和4年度の取り組み予定	主管課
			取り組み予定の具体的内容	
○協働の推進、コミュニティ活動 ・第8条 -協働の推進 ・第9条 -コミュニティ活動	5	○市民主体によるまちづくり推進の取り組みを支援する制度や、市民活動団体の様々な取り組みの効果的な周知などを通し、多くの市民のコミュニティ活動への参加につなげます。	・広報おびひろや市ホームページ・SNS等、各種媒体を活用し、市民提案型協働のまちづくり支援事業をはじめとする市民活動団体の支援に向けた各種事業のほか、市民協働の事例、市民活動団体の取り組みなどの周知を図る。	市民活動課
	6	○地域コミュニティの活性化に向け、町内会の負担軽減に向けた検討や町内会の役割・重要性の啓発に取り組めます。	・市からの依頼業務の見直しなど、町内会の負担軽減に向けた検討を進める。 ・市作成のチラシの配布等を通し、町内会の役割や重要性の啓発に取り組む。 ・町内会の取組事例の収集と情報発信に取り組む。	
○パブリックコメント制度 ・第10条 -パブリックコメント制度	7	○パブリックコメント制度や実施案件について、広報紙やホームページ、SNSなど様々な媒体を活用するほか、広聴機会などを通じた効果的な周知に努めます。	・運用手順書を庁内で共有し、広報紙やホームページ、SNSのほか、広聴機会などを通して、案件の性質に応じた効果的な周知に努めていく。 ・ホームページのトップページに入口を設けるほか、パブリックコメントの概要版(PDF)から直接意見を提出するページにリンクさせるなど、幅広い意見を提出しやすい工夫に努めていく。	広報広聴課
○住民投票 ・第11条 -住民投票	8	○引き続き、住民投票制度に関する他自治体や国の動向などについて情報収集を行います。	・住民投票制度について、引き続き情報収集を行う。	企画課
○情報共有 ・第12条 -情報提供 ・第13条 -情報公開 ・第14条 -説明責任	9	○ホームページ、SNSなどそれぞれの媒体の長所を生かした情報発信に努めます。	・ホームページやSNS、記者会見などにおいて、動画を用いるなど関心を高める分かりやすい情報発信に努めていく。	広報広聴課
	10	○市民生活やまちづくりに関して、わかりやすい情報発信につなげるため、市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修等の実施により、市職員の知識習得や能力向上に努めます。	・市ホームページの操作方法やウェブアクセシビリティに関わる研修を実施し、職員が分かりやすい情報発信について学ぶ機会を提供するほか、担当課のページ改善の支援やサブサイトの制作を進める。 ・市公式LINEアカウントにおいて、緊急・警戒情報のほか、セグメント配信や動画の配信に取り組む。	

## 【まちづくり基本条例に基づく令和4年度の取組】

関係条項	No.	今後の取り組みの考え方(R4.1月公表)	令和4年度の取り組み予定	主管課
			取り組み予定の具体的内容	
○行政運営、条例の見直し等 ・第15条 -総合計画 ・第16条 -財政運営 ・第17条 -行政評価 ・第18条 -組織機構 ・第19条 -行政手続 ・第20条 -個人情報保護 ・第21条 -出資団体等 ・第22条 -危機管理 ・第23条 -国等との関係 ・第24条 -条例の見直し	11	○第七期帯広市総合計画の効果的・効率的な推進を図るため、各施策等の進捗状況などについて、毎年度評価を行い、評価結果を予算編成につなげるとともに、ホームページ等で公表します。	・各施策の目指す姿の実現に向け、PDCAサイクルのもと、「施策」及び「事務事業」の評価検証を行い、HPへの公表や市施設に配置し市民周知を図る。	企画課
	12	○多様化する行政ニーズに的確に対応するため、市職員の知識や能力の向上・発揮に努めるとともに、国等の動向も注視しながらICTの活用や業務の標準化・省力化、民間活力の活用などを通し、効果的、効率的な行政運営につなげます。	・市職員の知識や能力の向上・発揮のため、職場外研修や職場研修、自主研修など職員研修を実施する。 ・業務の標準化・省力化に向け、RPAの導入や活用範囲を拡大する。 ・民間活力の活用に向け、保育所民間移管に向けた準備や指定管理者制度の導入拡大、公用バスの廃止を行う。	人事課
	13	○防災訓練や防災出前講座による幅広い世代への防災・減災の普及啓発等を図るほか、関係機関等と連携し、自主防災組織の育成などに取り組みます。	・町内会等への防災の呼びかけを広め、防災出前講座や実働的な訓練への参加など、具体的な防災活動につなげていく。 ・自主防災組織の設立や個別避難計画の作成推進に向け、町内会等への支援を行う。 ・幅広い年代の防災意識を高めるため、小中学生や保護者向けの親子防災講座を実施する。 ・災害対応力の向上のため、市職員向けの訓練を実施する。 ・防災に関する各種計画やマニュアルの実効性を高めるための見直しを適時行う。 ・防災訓練への参加や連絡系統の確認等を通じて、災害時における防災協定締結事業者との連携を強化する。	危機対策課